

補助対象となる経費の詳細

<p>(1)オンライン診療の導入に必要なシステムに関する初期整備費用</p>	<p>1.オンライン診療の導入に係るライセンス調達やアカウント発行等に要する費用(月額システム利用料及び診療従量課金に類する費用は除く) 2.システム設定等の初期整備費用(通信料に類する費用は除く) 3.オンライン診療に付随するオンライン会議システム調達にかかる費用及びアカウント発行に要する費用(月額システム利用料に類する費用は除く)</p>
<p>(2)オンライン診療の導入に必要な情報通信機器等の購入費用</p>	<p>4.パソコン(充電器等の周辺機器を含む) 5.タブレット(保護ケースや充電器等の周辺機器を含む。)(スマートフォンを除く) 6.ウェブカメラ 7.ヘッドセット、ヘッドホン、マイク 8.ボリュームコントローラー 9.電子聴診器(充電器等の周辺機器を含む) 10.WiFi ルーター(充電器等の周辺機器を含み、通信料に類する費用は除く。) 11.スマートグラスやウェアラブルカメラ(収納ケースや充電器等の周辺機器を含み、通信料に類する費用は除く。) 12.その他オンライン診療の実施に必要と認められる機器(事前に市役所までご相談ください) 13.上記4.~12.の整備に付随する費用(通信料に類する費用は除く)</p>